

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の5第1項の規定により、建設業者の監督処分について、次のとおり公告する。

平成25年6月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 処分をした年月日

平成25年6月17日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びにその者の建設業法第3条の規定に基づく許可番号

(1) 商号

有限会社小谷商会

(2) 主たる営業所の所在地

綾歌郡綾川町陶4966番地

(3) 代表者の氏名

小谷 孝義

(4) 許可番号

香川県知事許可（般一22）第7800号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づき、次のとおり営業の停止を命ずる。

(1) 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部

(2) 期間

平成25年7月1日から同月3日までの3日間

4 処分の原因となった事実

有限会社小谷商会の代表取締役は、同社の業務に関し、法定の除外事由がないのに、平成24年9月26日に廃棄物である木くず等約760キログラムを焼却したとして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）違反により、平成25年1月8日に高松簡易裁判所から、罰金50万円（同社については罰金100万円）の略式命令を受け、平成25年1月24日にその刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当する。